

協議会設置に至る経緯について

〈報告事項〉

■協議会設置に至る経緯

1) 地域医療再生計画への位置付け

- 平成21年度、県は、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、「峡南地域医療再生計画」を策定。

＜峡南地域医療再生計画(抜粋)＞

鰺沢病院と市川三郷町立病院の共同経営又は連携等による病院機能の集約化に伴い、両病院の施設の改修や設備の整備を行う費用に対し助成を行う。

2) 峡南地域医療連携協議会における検討

- 平成22年5月24日、県は、峡南地域医療再生計画の推進に係る協議等を行うため、「峡南地域医療連携協議会」を設置し、その専門部会としての「北部地域医療連携部会」において、北部地域の病院間の連携や役割分担について検討を開始。

3) 地域医療体制調査検討委員会における検討

- 平成22年9月1日、市川三郷町及び富士川町が、県の協議会の代替組織として「地域医療体制調査検討委員会」を設置し、平成23年4月に検討結果を取りまとめ。

＜地域医療体制調査検討委員会の検討結果＞

峡南北部地域の医師の確保や救急医療体制の整備、病院経営の効率化を構築するためには、3病院を統合することが望ましい。

ただし、3病院の統合に対する環境が整備されない場合は、鰺沢病院と峡南病院を先行して統合し、その後、合意がなされた段階で3病院を統合することも選択肢の一つとする。

■協議会設置に至る経緯

4) 新病院設置協議会における検討

- 平成23年12月27日、両町は、3病院の経営統合に向けた協議を行うため、「市川三郷町・富士川町新病院設置協議会」を設置し、新病院の医療機能や医療提供体制等に関する協議を開始。平成24年4月23日、峡南病院が協議会からの退会を表明したことから3病院統合という前提が崩れ、協議会が解散。

5) 峡南地域医療連携協議会(北部地域医療連携部会)における検討

- 平成24年6月5日、県が主導する中で、地域の医療連携に関する協議を再開。10月15日に県の提案を了承する旨の意見集約がなされ、併せて「峡南北部地域における医療連携に係る基本構想」を取りまとめ。

< 峡南北部地域における医療連携に係る基本構想(骨子) >

- ・地域を面として捉え、医療連携を進めることにより、急性期から慢性期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供できる「地域完結型医療」を進める。
- ・疾病段階に応じた各病院の役割分担を進めることとし、社会保険鵜沢病院を「基幹診療型病院」、市川三郷町立病院を「総合診療型病院」、峡南病院を「ケアミックス型病院」として医療提供体制の充実・強化を図る。
- ・各病院における医療提供体制として、医師数や病床数、診療科の構成等に関する目標を関係機関が共有し段階的な整備を進めることにより、「良い循環」への転換を図る。
- ・市川三郷町立病院と社会保険鵜沢病院の一体的な経営が可能となるよう、両病院の経営統合を進めることとし、具体的な組織の内容等については、別に協議して決定する。
- ・両病院の経営統合を進めるための前提として、富士川町または富士川町と市川三郷町で設立する組織が、社会保険鵜沢病院を年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)から買い取る。

■参考：市川三郷町立病院と社会保険鯉沢病院の経営統合に関する基本協定書

市川三郷町立病院と社会保険鯉沢病院の経営統合に関する基本協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と富士川町（以下「乙」という。）は、市川三郷町立病院（以下「市川三郷病院」という。）と社会保険鯉沢病院（以下「鯉沢病院」という。）の経営統合に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市川三郷病院と鯉沢病院の経営統合が円滑に行われるよう、必要な事項について定めることを目的とする。

（統合の方法）

第2条 市川三郷病院と鯉沢病院の経営統合は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から、乙が単独で、又は甲と共同して鯉沢病院を取得し、併せて、甲及び乙が新たな経営形態により市川三郷病院と鯉沢病院の一体的な管理運営を実施することをもって行うこととする。

2 前項の新たな経営形態の詳細は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（病院の役割分担）

第3条 甲及び乙は、峡南地域医療連携協議会・北部地域医療連携部会が取りまとめた「峡南北部地域における医療連携に係る基本構想」に基づき、市川三郷病院を総合診療型病院、鯉沢病院を基幹診療型病院として運営する。

（開院時期）

第4条 甲及び乙は、平成26年4月1日に新たな経営形態により市川三郷病院及び鯉沢病院を経営統合した上で新規に開院するために誠実に対応するものとし、その実現に向け最善の努力をするものとする。

（準備行為）

第5条 甲及び乙は、この基本協定の締結後、前条の新規に開院するまでの間、協力し、甲及び乙の責任において必要な準備行為を行うものとする。

2 前項の準備行為には、病院の管理運営や人事管理、財務処理等に係る計画の策定を含むものとする。

（施設の整備・改修等の方針）

第6条 甲及び乙は、第4条の開院後速やかに、市川三郷病院の建て替えを含む施設の整備・改修等の方針に係る協議を行うこととする。

（経営形態の評価及び見直し等）

第7条 甲及び乙は、第4条の開院から一定期間を経過した時点を目途として、経営形態の評価及び見直しに係る協議を行うこととする。

2 前項の協議を行うときは、必要に応じ、各病院の役割分担及び医療提供体制の見直し等についても併せて協議することとする。

（職員の処遇）

第8条 甲及び乙は、市川三郷病院及び鯉沢病院の職員の雇用関係について、原

則としてこれを承継する。

（秘密の保持）

第9条 甲及び乙は、経営統合に関して知り得た甲及び乙の事業に関する秘密情報を他に知らせてはならない。

2 甲及び乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後における前項の秘密の保持について周知しなければならない。

（協定の変更）

第10条 本協定は、社会情勢、経済情勢等に変化があったときは、甲、乙協議の上、協定の変更を行うことができるものとする。

（疑義の解決方法等）

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

（解除条件）

第12条 次の各号のいずれかに該当し、本協定の目的を達成することができないと認められるときは、甲、乙協議した上で、本協定を解除することができるものとする。

（1）甲又は乙のいずれか一方が本協定に違反したとき。

（2）不測の事態が生じたとき。

2 前項第1号の定めにより解除するときは、相手方に文書により催告するものとする。

3 第1項第1号の定めにより、本協定の解除を行った場合において、甲又は乙に損害が生じたときは、当該損害を与えた者は、相手方に対して、その損害を補償するものとする。この場合において、その補償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲・乙並びに立会人となる山梨県知事及び山梨大学医学部附属病院長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月31日

甲	市川三郷町長	名
乙	富士川町長	名
立会人	山梨県知事	名
立会人	山梨大学医学部附属病院長	名

■協議会設置に至る経緯

以上の経緯を踏まえ、

統合病院の経営形態の詳細や、人事・組織・財務等のあり方について協議・検討を行う協議会を設置し、本年度内を目途として成案を得る中で、これらの事項を内容とする「基本計画」を取りまとめることとした。



『峡南北部二病院統合協議会』の設置